

(1) 事業期間

令和5年1月10日（火）～ 令和5年3月31日（金）宿泊分

※令和5年3月31日（金）宿泊分を含む連泊利用等の場合においては、補助金対象期間は令和5年3月31日（金）宿泊分までとし、令和5年4月1日（土）宿泊分以降は補助金対象とはなりません。

(2) 予約期間

◆令和5年1月10日（火）～ 令和5年3月31日（金）宿泊分の予約期間は、令和4年12月23日（金）～ 令和5年3月31日（金）

※既存予約は対象になりません。

(3) 補助金対象となる旅行商品の内容

「やまなしグリーン・ゾーン認証」を受け、かつ事務局に登録された宿泊施設に宿泊することを主目的とした旅行商品（宿泊のみを含む）

(4) 補助金対象者

日本国内に居住地を置く全国民で山梨県に旅行する者

(5) 補助金交付額

◆令和5年1月10日(火)～ 令和5年3月31日(金)

旅行代金への販売補助金: 宿泊料金の総額の20% ※1円単位、1円未満切り捨て

区分	補助金上限額	旅行(宿泊) 代金下限額	地域クーポン
旅行者の移動のための 交通サービスを含む商品	5,000円 (1人1泊)	(平日)3,000円 (休日)2,000円	(平日)2,000円 (休日)1,000円
宿泊のみを含む上記以外	3,000円 (1人1泊)		

(6) 補助金適用条件

◆旅行者全員の新型コロナワクチン3回接種済み又はPCR検査・抗原検査の検査結果通知書の確認が必須です。

宿泊当日にワクチン接種済み証又はPCR検査・抗原検査の陰性証明を提示いただくことをご案内ください。

※ただし、山梨県民の県内旅行は、ワクチン2回接種済み又はPCR検査・抗原検査の検査結果通知書でも可。

※ワクチン3回以上接種済みの場合、接種後からの経過日数は問いません。

※PCR検査・抗原検査は薬事承認された検査キットを使用する必要があり、且つ以下の有効期限が定められています。

有効期限：PCR検査、抗原定量検査・・・・・・・・採取日+3日以内、

抗原定性検査・・・検査日+1日以内

また、PCR検査・抗原検査の検査結果通知書には以下の項目が必要です。

①受検者氏名、②検査結果、③検査方法、④検査所名、⑤検体採取日、⑥検体管理者氏名、⑦有効期限

◆同居する親等の監護者（注）が同伴する場合には、12歳未満は提示不要です。

（注）ワクチン接種済証又はPCR検査・抗原検査の検査結果通知書が提示可能な者。

◆宿泊施設にてチェックイン時に公的証明書（※）にて旅行者全員の本人確認（本人確認のための公的証明書は原本であること）をしてください。また、補助金交付を受けるための補助金適用証明書に旅行者の署名が必要です。

※公的証明書とは、運転免許証・健康保険証・住民票、マイナンバーカード・パスポート・障がい者手帳・在留カードなど